



鳥取県公報

平成 20 年 4 月 18 日 (金)
第 7 9 8 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による居宅介護事業等の廃止の届出 (288) (福祉保健課) 2 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙において選挙 すべき委員の数等 (289) (景観まちづくり課) 2 土地改良区の定款の変更の認可 (290) (耕地課) 3 建設業法による建設業者の許可の取消し (2 件) (291・292) (県土総務課) 3 県道の区域の変更 (293) (道路企画課) 4 県道の供用の開始 (294) (〃) 4 包括外部監査契約の締結 (295) (行政監察室) 4 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (296) (東部総合事務所県民局) 5 指定居宅サービス事業者の廃止 (297) (東部総合事務所福祉保健局) 5 指定介護予防サービス事業者の廃止 (298) (〃) 6 森林病虫害の駆除命令 (299) (東部総合事務所農林局) 6 土地改良区の役員の就任 (300) (中部総合事務所農林局) 7 土地改良区の役員の就退任 (2 件) (301・302) (〃) 7 森林病虫害の駆除命令 (303) (〃) 9
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (16) 10
◇ 公 告	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (治山砂防課) 10

告 示

鳥取県告示第 288 号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業、介護予防事業及び居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
今宮義昭	鳥取市湖山町北六丁目 330-16	今宮歯科クリニック	鳥取市湖山町北六丁目 330-16	平成 20 年 2 月 29 日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町 566	鳥取生協病院デイサービスかがやき	鳥取市末広温泉町 252	平成 20 年 3 月 31 日
〃	〃	鳥取医療生協ヘルパーステーションたんぼぼ	鳥取市末広温泉町 211	〃

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
今宮義昭	鳥取市湖山町北六丁目 330-16	今宮歯科クリニック	鳥取市湖山町北六丁目 330-16	平成 20 年 2 月 29 日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町 566	鳥取生協病院デイサービスかがやき	鳥取市末広温泉町 252	平成 20 年 3 月 31 日
〃	〃	鳥取医療生協ヘルパーステーションたんぼぼ	鳥取市末広温泉町 211	〃

3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野 2259-43	皆生みどり苑	米子市皆生新田二丁目 3-1	平成 20 年 3 月 31 日

鳥取県告示第 289 号

平成 20 年 6 月 1 日に執行する米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿について、土地区画整理法施行令(昭和 30 年政令第 47 号)第 21 条第 3 項の規定に基づく異議の申出がなく、当該選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、同令第 22 条第 1 項及び第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行地区内の宅地の所有者が選挙すべき委員の数 8 人
- 2 施行地区内の宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 なし

鳥取県告示第 290 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、国光土地改良区の定款の変更を平成 20 年 4 月 14 日認可したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 291 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、法第 29 条の 5 第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 処分をした年月日
平成 20 年 3 月 25 日
- 2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに建設業の許可番号
株式会社高橋組
米子市愛宕町 11-4
代表取締役 高橋 律夫
鳥取県知事許可（般-18）第 6481 号
- 3 処分の内容
建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
株式会社高橋組は、平成 18 年 6 月 22 日付けの建設業許可申請において、虚偽の営業所所在地を記載した許可申請書を提出し、同年 7 月 19 日に法第 3 条第 1 項の許可を受けた。
このことが、法第 29 条第 1 項第 5 号に該当する。

鳥取県告示第 292 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、法第 29 条の 5 第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 処分をした年月日
平成 20 年 3 月 25 日

2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに建設業の許可番号

株式会社フルタカ

米子市彦名町 4245-1

代表取締役 吉田 由美子

鳥取県知事許可（般-18）第 6352 号

3 処分の内容

建設業の許可の取消し（建築工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可）

4 処分の原因となった事実

株式会社フルタカは、平成 18 年 7 月 28 日付けの建設業許可申請において、営業所の専任技術者が法第 7 条第 2 号の基準に適合していないにもかかわらず、虚偽の専任技術者証明書及び実務経験証明書を建設業許可申請書に添付して提出し、同年 8 月 18 日に法第 3 条第 1 項の許可（建築工事業、管工事業）を受けた。

このことが、法第 29 条第 1 項第 5 号に該当する。

鳥取県告示第 293 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 20 年 4 月 18 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取国府 岩美線	鳥取市国府町拾石 401-2 地先から同地先まで	変更前	124.4~184.4	107.0
		変更後	124.4~184.4	107.0

鳥取県告示第 294 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 20 年 4 月 18 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取国府岩美線	鳥取市国府町拾石 401-2 地先から同地先まで	平成 20 年 4 月 18 日

鳥取県告示第 295 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき、同法第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第 252 条の 36 第 5 項の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 契約の相手方 住所 米子市旗ヶ崎二丁目 14-41
氏名 勝部 不二夫
- 2 契約期間の始期 平成 20 年 4 月 1 日
- 3 費用の額の算定方法 1,050 万円を上限として、基本費用、執務費用及び実費の額を合算して算定する。
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。

鳥取県告示第 296 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成 20 年 5 月 28 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 18 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日
平成 20 年 3 月 28 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人悠ゆうの郷
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
瀧 満
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市青谷町蔵内 153-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害者等に対し、介護サービス、その他関連するサービスの提供に関する事業を行い、利用者の在宅での自立支援を促進し、地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
事業及び役員定数

鳥取県告示第 297 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 18 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上 英明	鳥取市末広温泉町 566	鳥取医療生協勝部診療所	鳥取市青谷町紙屋 614-1	訪問看護、居宅療養管理指導	平成 20 年 3 月 31 日

鳥取県告示第 298 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 18 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上 英明	鳥取市末広温泉町 566	鳥取医療生協勝部診療所	鳥取市青谷町紙屋 614-1	介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導	平成 20 年 3 月 31 日

鳥取県告示第 299 号

森林病虫害等防除法(昭和 25 年法律第 53 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる命令をするので、同法第 5 条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 18 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 区域及び期間

(1) 区域

鳥取市の一部(別紙のとおりとする。)

(2) 期間

平成 20 年 6 月 2 日から同年 7 月 15 日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1 の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3 の措置を行わなければ被害が異常に

まん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、東部総合事務所農林局及び鳥取市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第 300 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり不入岡堰土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 18 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

就任した役員の氏名及び住所

理 事	田 中 孝 志	倉吉市不入岡289
理 事	山 本 忠 昭	倉吉市不入岡279-2
理 事	山 本 孝 美	倉吉市不入岡238
理 事	山 脇 茂 樹	倉吉市不入岡727
理 事	山 根 裕 正	倉吉市不入岡376
理 事	山 崎 紀 人	倉吉市和田352
理 事	西 村 秋 喜	倉吉市和田364-1
理 事	浅 井 稔 洋	倉吉市和田421-1
理 事	中 村 勉	倉吉市和田792-1
理 事	山 崎 貴 俊	倉吉市和田408-1
理 事	大 羽 諄 一	倉吉市福光627
理 事	福 永 良 雄	倉吉市福光625
理 事	小 谷 英 人	倉吉市国分寺314
理 事	田 中 凌	倉吉市国府537
理 事	村 本 英 人	倉吉市国府784
理 事	大 森 明 紀	倉吉市大谷506
理 事	岡 本 武 徳	倉吉市大谷茶屋879-6
理 事	中 田 操	倉吉市和田東町911
監 事	山 脇 将 暉	倉吉市不入岡264-1
監 事	小 谷 彰 仁	倉吉市国分寺263

平成20年4月1日就任 任期3年

鳥取県告示第 301 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東郷土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 18 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

退任した役員の氏名及び住所

理 事	岡 本 肇	東伯郡湯梨浜町大字門田376
理 事	大 谷 薫	東伯郡湯梨浜町大字長和田628
理 事	高 塚 敏 勝	東伯郡湯梨浜町大字藤津213- 3
理 事	山 本 正 義	東伯郡湯梨浜町大字方地941
理 事	森 田 輝 寿	東伯郡湯梨浜町大字川上960
理 事	谷 口 正 幸	東伯郡湯梨浜町大字小鹿谷483- 1
理 事	宮 脇 正 道	東伯郡湯梨浜町大字泊752
監 事	三ツ田 馨	東伯郡湯梨浜町大字田畑63
監 事	垣 内 幸 博	東伯郡湯梨浜町大字埴見193

平成20年4月5日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	大 谷 薫	東伯郡湯梨浜町大字長和田628
理 事	松 本 秋 文	東伯郡湯梨浜町大字門田315
理 事	高 塚 敏 勝	東伯郡湯梨浜町大字藤津213- 3
理 事	山 本 正 義	東伯郡湯梨浜町大字方地941
理 事	森 田 輝 寿	東伯郡湯梨浜町大字川上960
理 事	谷 口 正 幸	東伯郡湯梨浜町大字小鹿谷483- 1
理 事	宮 脇 正 道	東伯郡湯梨浜町大字泊752
監 事	山 田 静 人	東伯郡湯梨浜町大字野花479
監 事	井 田 義 明	東伯郡湯梨浜町大字田畑281- 5

平成20年4月6日就任 任期4年

鳥取県告示第 302 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大誠土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年4月18日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

退任した役員の氏名及び住所

理 事	南 場 喜一郎	東伯郡北栄町六尾336
理 事	川 本 信 竹	東伯郡北栄町原830
理 事	田 中 武 久	東伯郡北栄町西園1167
理 事	山 崎 伸 二	東伯郡北栄町瀬戸66- 1
理 事	中 井 敏 浩	東伯郡北栄町東園368- 3
理 事	田 中 正 一	東伯郡北栄町東園334
理 事	上 井 敬	東伯郡北栄町西園931- 2
理 事	油 本 武 義	東伯郡北栄町六尾443
監 事	東 茂 紀	東伯郡北栄町原853
監 事	谷 口 公 正	東伯郡北栄町瀬戸761

平成20年 4 月 6 日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	山 崎 伸 二	東伯郡北栄町瀬戸66-1
理 事	中 井 敏 浩	東伯郡北栄町東園368-3
理 事	前 田 正 雄	東伯郡北栄町六尾409
理 事	川 本 信 竹	東伯郡北栄町原830
理 事	田 中 正 一	東伯郡北栄町東園334
理 事	田 中 武 久	東伯郡北栄町西園1167
理 事	上 井 敬	東伯郡北栄町西園931-2
理 事	油 本 武 義	東伯郡北栄町六尾443
監 事	谷 口 公 正	東伯郡北栄町瀬戸761
監 事	東 茂 紀	東伯郡北栄町原853

平成20年 4 月 7 日就任 任期 4 年

鳥取県告示第 303 号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、同法第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる命令をするので、同法第 5 条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 18 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

1 区域及び期間

(1) 区域

東伯郡湯梨浜町及び北栄町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成 20 年 6 月 2 日から同年 7 月 15 日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、1 の(1)に掲げる区域において地上から薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1 の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3 の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1 の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3 の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3 の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課及び中部総合事務所農林局並びに関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第 16 号

平成 20 年第 4 回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成 20 年 4 月 18 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

- 1 日時 平成 20 年 4 月 21 日 (月) 午後 1 時 40 分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
 - (1) 政治資金規正法に基づく報告書等の閲覧に関する規程の制定について
 - (2) その他

公 告

採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成 15 年鳥取県条例第 72 号）第 13 条の規定により次のとおり公表する。

平成 20 年 4 月 18 日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 竹 森 達 夫

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	認可の期間	
株式会社松田組 代表取締役 松田 義正	八頭郡八頭町 郡家 636-5	八頭郡八頭町大字篠波字本谷 754 外 11 筆 (62,715.26 平方メートル)	真砂土 (128,046.8 立方メートル)	平成 20 年 3 月 3 日から平成 23 年 3 月 2 日まで	平成 20 年 3 月 3 日